

有明海再生

よみがえれ！有明海・国会通信

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

【佐賀新聞・2月14日】国営諫早湾干拓潮受け堤防の開門期限が12月に迫り、反対する長崎県側をどう説得するかが焦点となっている。開門調査の目的は、有明海の海況異変の原因究明であり、最終的には有明海再生に向けた方策を探ることにある。調査はそのための一手段であり、真の再生に向けて、開門調査だけにとどまらない多角的な検証と一元的な評価が必要だ。

■諫早以外の影響も
政府は新年度予算案に、有明海再生に向けたさまざまな施策を盛り込んでいる。水産庁はノリの色落ちやタイラギの大量死の原因といわれる赤潮や貧酸素水塊などの対策事業として、栄養塩類を自動観測するブイの設置などを検討している。加えてタイラギの漁場再生に向け、海底に覆砂による凹凸の畝をつくり、生育の実証実験を行う。これまでの研究では、稚貝が多く生育することが確認されており、さらに増産効果を高めるための実証調査を予定している。このほか、タイラギを海中につるす垂下養殖技術の試験も継続する。貧酸素水塊対策では、貝類の「息継ぎ」を目的に、船でパラシュートのようなシーアンカーをけん引し、海水をかき混ぜる実験などにも着手。このほか、環境省も赤潮や貧酸素水塊などの発生状況を独自に調査する予算を計上するなど、省庁ごとに取り組みを強

めることにしている。ただ、多角的な検証という意味では、長崎県側が主張するノリ養殖の酸処理や筑後大堰(おおげき)、熊本新港など、諫早湾干拓以外の影響についても、あらためて検証する必要があるだろう。7日にあった自民党の有明海・八代海再生プロジェクトチームの会合でも、あらゆる要因の検証が必要との声が上がった。多角的検証と並行し、評価の一元化と迅速化も重要だ。諫早湾の開門調査について農水省は、第三者による評価委員会の設置などは現時点では検討しておらず、専門家の意見を聞きながら、省としての報告書をまとめる方針だ。担当課は「省の都合がいいようにまとめたと言われないよう、データは公表する」としている。

■提言まで5年以上
佐賀県は開門調査に関し、新年度予算に県独自で効果を検証する予算を計上した。行政やNPO法人など、それぞれの組織が独自の視点で調査検証することは重要なことだ。しかし、各組織の調査結果を総合的に評価し、再生への道筋を描くには、やはり一元的な評価体制が必要だ。その役目を担うのは、環境省が設置している有明海・八代海等総合調査評価委員会しかない。委員会は有明海特措法の改正に伴い、2011年1

0月に4年ぶりに審議を再開した。現在は、各調査のデータを収集整理する二つの小委員会を設置し、審議を進めている。今後、諫早湾の開門調査を含めた各種調査や実証実験のデータを整理し、総合的な評価を行い、最終的には再生に向けた提言をまとめることにしている。ただ、開門調査結果を盛り込めば、提言がまとまるのは早くても5年以上後になる。タイラギなどの漁業不振は深刻で、再生への取り組みは待ったなしの状況だ。評価の迅速化という意味では、成果が見込まれる方策は、中間報告的な指針を示すことなども検討すべきだ。

国和解協議再び拒否

【佐賀新聞・2月20日】佐賀、長崎両県の漁業者が、国に国営諫早湾干拓事業の潮受け堤防排水門の開門などを求めた長崎訴訟の控訴審の進行協議が19日、福岡高裁(原敏雄裁判長)で開かれた。高裁が提案していた和解協議について、国側と補助参加している長崎県の営農者らが再度拒否したため、高裁は進行協議を打ち切った。協議終了後、漁業者側の弁護団が明らかにした。高裁は昨年10月、和解協議の開始を検討するよう要請。12月の協議で営農者らは「開門前提の協議には応じられない」、国側も「長崎側の反対を押し切って協議を進めても解決にはならない」として拒否していた。高裁は両者に再検討を求めたが

諫早開門前倒し、文書での回答要求

この日の進行協議でも、両者は従来の主張を変えなかった。次回期日は5月20日で、弁論を再開する予定。漁業者側弁護団の堀良一事務局長は「裁判所は進行協議はいったん打ち切ったものの、状況次第では和解協議に移る考えも残している」との見解を示し、引き続き3者による協議の場を求めていくと話した。

【佐賀新聞・2月16日】国営諫早湾干拓の開門調査問題で、開門を求める原告弁護団は15日、国会内で農水省と交渉した。前回交渉で文書での回答を要請した9月までの前倒し開門の検討結果に関し、同省が口頭で回答しようとしたため、弁護団が反発。18、19日に予定されている長崎地裁、福岡高裁の裁判期日までに、再度、回答するよう要求した。

農水省は文書で回答しなかった理由について、「要請は『可能であれば』ということ、時間的余裕もなかった」となどと釈明。弁護団側は「明確に文書での回答を要請していた。文書で回答できないなら事前に説明すべきで、誠実さが全く感じられない」と批判。その上で「しっかりと内容を詰めた文書での回答でなければ議論できず、九州から出てくる意味がない」とし、あらためて文書での回答を求めた。